

# ICRP「放射線防護体系 の倫理基盤」に関する 倫理的検討

「未来への選択を、郡山市から考える」  
第4回 放射線防護の民主化フォーラム

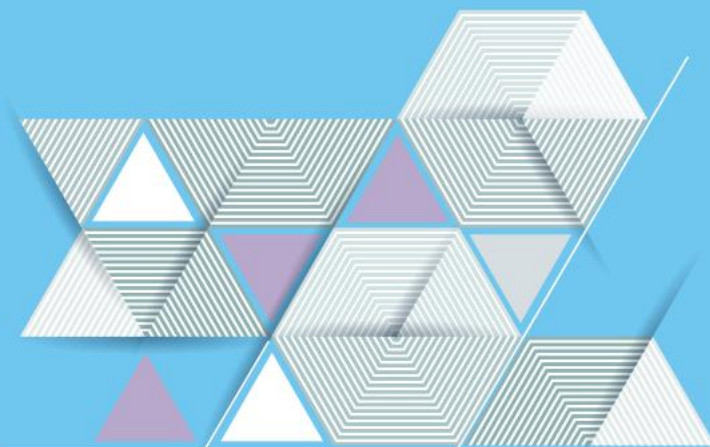
2026年6月28日

山本剛史

ICRP

Publication 138

放射線防護体系の倫理基盤



 原子力規制委員会  
Nuclear Regulation Authority

# はじめに

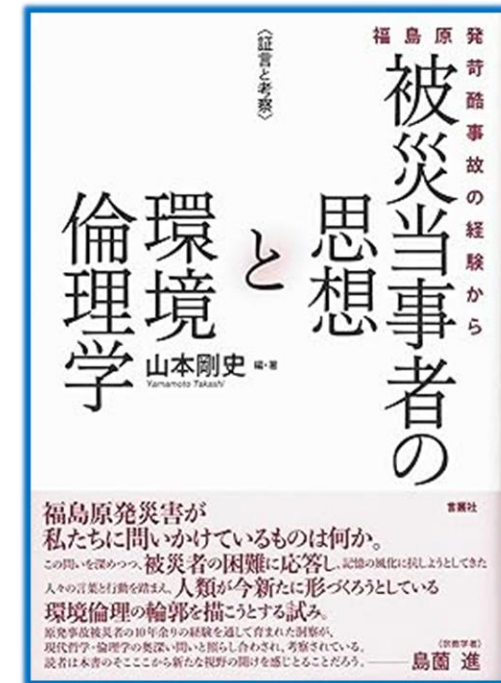
<自己紹介>

- ・現在、慶應義塾大学教職課程センター他非常勤講師

<拙編著書について>

『〈証言と考察〉被災当事者の思想と  
環境倫理学 福島原発苛酷事故の経験から』  
言叢社、2024年

<https://gensousha.sakura.ne.jp/gendai/fukushima/toujisha-rinri.html>



# ICRP刊行物138について(目次)

[https://www.icrp.org/docs/ICRP\\_P138\\_Japanese.pdf](https://www.icrp.org/docs/ICRP_P138_Japanese.pdf)

	頁	(項)
抄 録 .....	v	
論 説 .....	ix	
序 文 .....	xi	
要 点 .....	xiii	
用語解説 .....	xv	
<b>1. 緒 言 .....</b>	<b>1</b>	<b>(1)</b>
1.1 背 景 .....	1	(1)
1.2 範囲と目的 .....	2	(6)
1.3 本刊行物の構成 .....	3	(12)
<b>2. 放射線防護体系の発展 .....</b>	<b>5</b>	<b>(15)</b>
2.1 初期段階：害を及ぼすな .....	6	(16)
2.2 より複雑な課題：リスクの管理、バランスの問題 .....	7	(21)
2.3 より広い展望：環境を防護する .....	8	(26)
2.4 被ばく状況の多様性を考慮する .....	8	(29)
2.5 現在の放射線防護体系 .....	9	(33)
<b>3. 放射線防護体系を支える中核となる倫理的価値 .....</b>	<b>11</b>	<b>(36)</b>
3.1 善行と無危害 .....	11	(37)
3.2 慎重さ .....	12	(42)
3.3 正義 .....	14	(51)
3.4 尊 厳 .....	16	(59)
3.5 中核となる倫理的価値と基本原則の関係 .....	17	(61)
<b>4. 手続上の価値 .....</b>	<b>19</b>	<b>(66)</b>
4.1 説明責任 .....	19	(67)
4.2 透 明 性 .....	20	(69)
4.3 包括性（ステークホルダーの参加） .....	22	(76)

ICRP Publication 138

目 次 .....	vii	
5. 結 論 .....	25	(82)

# 「生命倫理の4原則」とICRP刊行物138

- ・ *生命倫理の4原則* 「自律尊重・無危害・善行・正義」

参↓照

- ・ ICRP刊行物138の付属書B「生物医学の倫理原則」  
⇒ 今日世界的に通用している、上の4原則を参考にし、これになぞらえるものとして「放射線防護体系の倫理的価値」を構想

↓

- ・ *放射線防護体系を支える中核となる倫理的価値*  
「無危害/善行・慎重さ・正義・尊厳」

# 倫理的価値「善行/無危害」

定義「益になることを促す、または行うこと、害を及ぼすのを避けること」<sup>(37)</sup>

問題点：低線量被ばくのリスクにさらされる当事者に対する‘善行’の中で、より高度な‘善行’

× コストベネフィット分析を度外視しても低線量被ばくをできる限り下げる

○ 被ばく以外の健康危害要因も考慮し、全体として健康を回復維持（低線量被ばくの相対化）

## 倫理的価値「慎重さ」

- ・定義「ある行動の範囲と影響について十分な知見がなくても得られた説明に基づいて注意深く考えた上で選択する能力」(42)

### 焦点「低レベルの被ばく」

- ・定義の当てはめ「慎重さは、保守主義と同義であるとか、決してリスクを避けるという意味にとらえるべきではない。」

# ICRPによる「慎重さ」と予防原則の等置

- 政策決定者は「慎重さ」ではなく「予防原則」という言葉を用いる(47)
- いずれも、「ゼロリスクを要求するとか、最もリスクの小さい選択肢を選ぶとか、単に名目ばかりの行動を要求するなど解釈すべきでない」(48)
- LNTモデルはどのように使用されるか？(パラグラフ49 07年勧告からの重引)
- 「いかに小さくてもリスクはいくらかあることを前提とすべきで、容認できるとみなされるものに基づき防護のレベルが設定されることである。これは、委員会の防護体系および3つの防護の基本原則に通じるものである。」(ICRP, 2007a)

# 倫理的価値「正義」

- ICRPが「正義」において想定している事

- ➡計画、現存、緊急時いずれのレベルにおいても、個人被ばく線量分布の不公平を均すこと(54)

- ➡この不公平を均す過程に「参加する市民の権利を認める」(≒手続き的正義)(57)

- ⇨現存及び緊急時被ばく状況において被ばく線量をできる限り低減させることは、先の「慎重さ」に反すると言う事なのか、「正義」の目指すところではなさそう。

- ⇨むしろ、地域A住民と地域B住民との間で被ばく線量が不均衡だった場合、それを正す(自発的に受忍させる)過程に住民自身を参加させることがもくろまれている。

# 倫理的価値「尊厳」

- 定義「人間の状態を表すひとつの特性であり、人が人であるがゆえに備えているもの」⇒個人の自律性は尊厳から帰結(59)

自律尊重⇒インフォームドコンセント

☆ICRP146（パラグラフ57） 「大規模かつ長期にわたる汚染につながった原子力事故や他の産業事故、あるいは自然災害後の世界の経験は国や個人が被災地を容易に放棄する意思がないことを示している。（Bonaiuto, al et 2016 .）」

ひとつ前のパラグラフ56には、こうした考えがチェルノブイリと福島の実験から獲得されたという趣旨の記述あり。



被災地住民は基本的には被災地において生活を継続するものという前提。

# 被災者の自律性は被ばく管理に参加させることで保障される

- ICRP138 第4章3節「包括性」
- パラグラフ77以下「ステークホルダーの参加」の意味
  - ➡ 被災者を被災地に留め置き、被ばく管理の意思決定に参加させる(=被ばくの自己管理)
  - ➡ 専門家からの被災者の助言=「エンパワメント」(≒IC)
  - ➡ チェルノブイリと福島のエートス活動に関連する記述
  - ➡ 被ばく管理の意思決定に関する関与=被災者の自律性、尊厳の回復を助ける一手段(79)
  - ➡ 「放射線防護文化」の育成(80)
  - ⇨ 電離則を無視した道徳の確立？

# ICRPが意図している事

- 「最適化」原則（＝経済的・社会的要因を考慮に入れ、被ばくを合理的に達成可能な限り低く保つこと）が道徳的倫理的に妥当であると示す。

➡放射線防護体系へ疑念を抱いたり反対したりすることを、道徳的悪と見なして封殺??

翻訳委員会委員長の鈴木元氏は、刊行月を**2021年3月**と前書きに記している。

原子力規制庁  
国内規制に係る国際放射線防護委員会刊行物の調査事業  
ICRP 刊行物翻訳委員会

委員長	丹羽 太貫 <sup>1)</sup>	(前ICRP 主委員会, (公財)放射線影響研究所)*
	鈴木 元 <sup>2)</sup>	(国際医療福祉大学クリニック)**
副委員長	今村 恵子 <sup>1)</sup>	(元 聖マリアンナ医科大学)*
	佐々木道也 <sup>2)</sup>	((一財)電力中央研究所)**
委員	大野 和子 <sup>3)</sup>	(京都医療科学大学)
	小田 啓二 <sup>2)</sup>	(神戸大学)
	川口 勇生	((国)量子科学技術研究開発機構)
	木内 伸幸 <sup>2)</sup>	((国)日本原子力研究開発機構)
	佐々木康人	(湘南鎌倉総合病院附属臨床研究センター)
	保田 浩志 <sup>2)</sup>	(広島大学原爆放射線医科学研究所)
	吉澤 道夫 <sup>1)</sup>	((国)日本原子力研究開発機構)

監修者

<del>甲斐 倫明</del>	<del>(ICRP 主委員会, 大阪府立看護科学大学)</del>
丹羽 太貫 <sup>2)</sup>	(前ICRP 主委員会, (公財)放射線影響研究所)
小笹晃太郎	(ICRP 第1 専門委員会, (公財)放射線影響研究所)
酒井 一夫	(ICRP 第1 専門委員会, 東京医療保健大学)
佐藤 達彦	(ICRP 第2 専門委員会, (国)日本原子力研究開発機構)
細野 眞	(ICRP 第3 専門委員会, 近畿大学)
米倉 義晴	(前ICRP 第3 専門委員会, (公社)日本アイソトープ協会)
本間 俊充	(ICRP 第4 専門委員会, 原子力規制庁)
齋藤 則生	(ICRU 委員, (国)産業技術総合研究所)

<sup>1)</sup> 2018年3月まで, <sup>2)</sup> 2018年6月から, <sup>3)</sup> 2018年10月から  
\*2017年6月～2018年3月, \*\*2018年6月から

# 科学の限界 対話で埋めて



1965年生まれ。日本文理大学教授。専門は放射線保健・防護。国の放射線審議会会長も務める。

かい  
みちあき  
甲斐 倫明さん

国際放射線防護委員会  
委員

私が属する国際放射線防護委員会(ICRP)は、放射線による健康被害を防ぐために勧告する民間学術組織です。

原爆や核実験などの歴史を経て世間の放射線への関心はとて高い。しかし、その科学的安全性を巡って専門家との間に認識のギャップがあります。専門家は「社会がなかなか理解してくれない」と感じる一方、社会の側には「専門家の間でも意見が異なる」という不満があるのです。

1986年のチェルノブイリと2011年の福島第一という二つの原子力発電所の大事故は、両者のギャップを広げました。専門家はそれまで比較的慎重に放射線の安全性を判断してきましたが、社会の信頼は失われました。

さらに放射線の安全性とらえ方が変わってきて、難しさが増しています。従来は客

観的な一つの基準があり、それを満たせば安全と考えられがちでした。近年の焦点は、

線量が低い放射線による発生病変や確率が小さい健康影響です。この領域では放射線の影響は他の要因の影響に隠れて見えにくくなりますが、影響がないといえる生物学的根拠もまた得られていません。

昨年12月、私が福島の事故を踏まえて提言をまとめた際は、難しさを実感しました。

回復期の年間被曝量の参考値を「10<sup>-5</sup>シーベルト以下から選択」とし、従来の考えを明確にしようとしたところ、市民、専門家双方から新しい数値に異論が噴出。一つの固定的数値で安全に向き合う間違いを避ける意図でしたが、理解されませんでした。

線量は安全性を語るうえで有力な物差しですが、それだけで人々を納得させることは

できません。科学は常に不完全で限界がある。どうしても残る「不確かさ」の正体も含めて社会と共有し、どう扱うか話し合って決めていくしかないのです。ICRPなど国際的な組織でも、専門家だけでなく、関心の高いステークホルダーと共に合意をつくる過程こそが重要だ、とする考え方が主流になっています。

放射線を持つ「社会的意味」も考慮すべきです。医療で使う放射線と原発事故で発生した放射線は物理的には同じでも、社会的意味はまったく異なるからです。トリチウムを含む処理水の海洋放出の科学的安全性が大問題でなくとも、漁業関係者ら福島県の人々が苦しんできた社会・経済的影響を無視することはできません。漁業関係者やアジア諸国とも対話しながら、モニタリングや情報公開体制を整備し、合意を積み重ねていくしかありません。

対話で大切なのは言葉です。いま安全について専門家や行政は自然科学以外の言葉を持ちあわせていません。もっと社会科学系の専門家と協力し、通じる言葉を共有していくべきだと思います。

(聞き手・大牟田逸)

朝日新聞  
2021年5月11日  
配信記事より

確かに倫理学は人文科学ではある。